

◎岡山県告示第五百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成十二年岡山県告示第七百七十四号により指定した区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を解除する。

平成二十四年八月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 指定を一部解除する形質変更時要届出区域

備前市友延字竹ノ本七〇〇番の一部、備前市友延字高下淵七〇六番一の一部及び備前市友延字伊勢ノ下七一六番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 指定を一部解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

四 備考

指定を一部解除する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳を、岡山県環境文化部環境管理課において縦覧することによってこれに代える。